

災害弔慰金について

東日本大震災で死亡された方のご遺族に対して、田野畑村の災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給いたします。

対象となる方

東日本大震災により死亡された方で、被災を受けた当時、田野畑村に住所を有していた方のご遺族が対象となります。

ご遺族の受給範囲・順位は次のとおりとなります。

1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母

弔慰金の支給額

弔慰金の支給額は、死亡された方のその世帯における生計維持の状況により、次のとおりとします。

ただし、死亡された方がその死亡に係る災害に関し、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、下記の金額から支給済みの災害障害見舞金を控除した額とします。

生計維持の状況	弔慰金の額
亡くなられた方が死亡した当時において、災害弔慰金を受けることができることとなるご遺族の生計を主として維持していた場合 「生計を主として維持した場合」とは、弔慰金受給者が、亡くなられた方のいわゆる被扶養者であり、所得税法にいう控除対象配偶者及び扶養親族(法第2条第1項第33号、第34号)にあたる方をいいます。	500万円
その他の場合	250万円

「当該死亡に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金、その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」が支給される場合、災害弔慰金は支給されません。(警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等)

支給手続きに必要な書類等

- (1) 災害弔慰金支給調査票(亡くなられた方おひとりに対して1枚の調査票となります。)
この調査票により、弔慰金の受給資格等を確認させていただきます。
- (2) 振込口座の通帳の写し(金融機関名、取引店名、預金種目、口座番号、口座人名義が印字されている部分)
- (3) 受領される方の身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証、年金証書等)

(4) 今回の災害で亡くなられた方の死亡診断書(検案書)の写し

書類受付開始日

平成 23 年 5 月 23 日(月)から
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

受付場所

田野畑村役場 政策推進課 政策推進班
電話(代表) 0194 34 2111

郵送の場合の送付先

〒028 8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143 番地 1
田野畑村役場 政策推進課 政策推進班

郵送の場合は、すべての提出書類、添付書類がそろっていることをご確認のうえ送付願います。

問い合わせ

田野畑村役場 政策推進課 政策推進班 0194 34 - 2111(内線 61)